

(事業の目的)

第1条 この規程は、学校法人東日本学園が開設する北海道医療大学訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めるものとする。

2 ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。

4 ステーションは事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 北海道医療大学訪問看護ステーション

(2) 所在地 北海道札幌市北区あいの里2条6丁目2番1号(北海道医療大学地域包括ケアセンター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師又は保健師 常勤1名 看護職員兼務

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 看護職員(看護師、保健師又は准看護師) 4名(管理者含む)

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(4) その他職員 必要に応じて雇用し配置する。

(開業時間及び休業日)

第5条 ステーションの開業時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、また臨時に休業日を設けることができる。

(1) 開業時間：午前9時から午後5時まで

(2) 休業日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国の定める祝日及び休日

ウ 年末・年始日(12月29日から1月3日まで)

2 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がない場合には、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援セ

ンター、地区医師会、関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 ステーションは、基本利用料として介護保険法、健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 2 前項に定める基本利用料ほか、その他の利用料として別に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市北区及び東区、石狩郡当別町太美地域（太美北、太美南、太美東、太美西、太美中央、太美寿、太美スターライト、ビトエ、獅子内、スウェーデンヒルズ）、及び石狩市花川地域（生振、緑苑台東、緑苑台西、緑苑台中央、花川北、花川南、花川東）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとし、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項に掲げる措置を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(相談・苦情対応)

第11条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、前項の相談、苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第12条 ステーションは、サービス提供に関し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは前項の事故の状況及び事故に際してとった処置に対して記録し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用後6か月以内の研修
- (2) 年2回の業務研修

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(ハラスメント対策)

第14条 ステーションは適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより従業者

の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講ずる。

- (1) ステーションはハラスメントに関する組織の規程について周知・啓発を行う。
- (2) 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。
- (3) ステーションが必要な措置を講じるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考にして取り組む。

2 ステーションは利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業員の人権を守るため組織的に対応する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 ステーションは、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染対策)

第16条 ステーションは、当該事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6カ月に1回開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を1回以上実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 ステーションは利用者人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

(1) 責任者の選定（責任者：管理者）

(2) 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施する。（年1回以上）

(3) 虐待等に対する相談窓口を設置する。

(4) 虐待防止指針に基づいて適切な対応をする。

(身体拘束の禁止)

第18条 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

2 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、運営委員会及び評議会の議を経て、常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、令和 年 月 1日から施行する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、運営委員会及び評議会の議を経て、常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

訪問看護サービスの内容	時間等区分	利用料（税別）
保険適用外訪問看護 （30分につき）	日中（9時～17時）	3,000円
	早朝（4時～9時）	4,500円
	夜間（17時～22時）	
	深夜（22時～4時）	6,000円
長時間訪問看護	保険適用外訪問看護に準 ずる	2時間（介護保険では1.5時間）を超 える場合は、保険適用外訪問看護の 利用料から1,000円を減額した料金 を追加
土曜日・日曜日・国の定める 祝日及び休日・12/29～1/ 3 （30分につき）	保険適用外訪問看護に準 ずる	保険適用外訪問看護の利用料に 2,000円を加算した料金
外出の付添	保険適用外訪問看護に準 ずる	移動にかかる交通費は実費
外泊の付添		看護師1人につき1日20,000円、宿 泊に伴う交通費・宿泊費は実費
訪問の往復にかかる交通費		実施地域を越えた場合、越えた地点 から片道5kmごとに150円
介護物品の一時レンタル料		1日350円
キャンセル料		前日まで無料、当日訪問看護までに 連絡があった場合1,000円
衛生材料		実費相当額
ご遺体の処置		10,000円